

善常会リハビリテーション病院 居宅療養管理指導運営規定

(事業の目的)

第1条 善常会リハビリテーション病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の管理栄養士が医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅療養管理指導の提供に当たっては、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その自宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものとする。

2 介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、管理栄養士が通院の困難な利用者に対して、その自宅を訪問してその心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村、いきいき支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 善常会リハビリテーション病院
- 2 所在地 名古屋市南区松池町1丁目11番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名（常勤）

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 従業者

従業者は次のとおりとし、サービスの提供に当たる。

医師 1名以上

管理栄養士 2名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日。
- 2 営業時間 午前8時50分から午後5時20分。

(事業の種類)

第6条 事業の種類は、次のとおりとする。

- 1 医師による居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導とする。
- 2 管理栄養士による居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に要した交通費については以下の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道5キロメートル未満 200円
- (2) 事業所から片道5キロメートル以上 300円

3 上記の交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(事故発生時の対応)

第9条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係るいきいき支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は善常会リハビリテーション病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

令和7年5月1日から施行する。